

# 商工業各種補助金について（その1）

## 幌延町商工業等振興促進補助金（令和6年度末まで）

施設に関わる各種費用、従業員用の住宅などの改修費用の一部を補助します。

### 【対象要件】

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと など

### 【対象経費】

- ①営業上必要となる施設の新築・改修・取得費用  
+（施設工事に付随する）設備備品の取得費用
- ②従業員を確保するための社宅、宿舍、寮などの改修費用



### 【補助率・補助金額】

- ①施設の新築・改修・取得について  
施工業者が「町内」業者 → 補助対象経費の50%以内（限度額：1,000万円）  
施工業者が「町外」業者 → 補助対象経費の40%以内（限度額：800万円）
- ②社宅などの改修について  
施工業者が「町内」業者 → 補助対象経費の30%以内（限度額：200万円）  
施工業者が「町外」業者 → 補助対象経費の25%以内（限度額：160万円）

## 幌延町商工業経営力向上補助金（令和3年度末まで）

事業の目的に合った機械設備などの取得費用の一部を補助します。

### 【対象要件】

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと など

### 【対象経費】

機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品の購入費（1つの機械設備につき50万円以上）

#### ◆車両について

乗用車、農耕用作業車両を除きます。ただし、事業の目的に合うと認められる場合は、事業専用割合などを考慮して決定します。

#### ◆中古取得について

「法定耐用年数が2年以上あるもの」かつ「メーカーなどからの取得」

### 【補助率・補助金額】

補助対象経費の50% 限度額：500万円

#### ◆申請回数について

事業者1つにつき限度額に達するまで申請が可能です

### 【その他】

- 取得した機械設備などは、5年を経過するまで、売買、譲渡、貸付、付与などしてはいけません。
- ・補助対象機械設備などに係る必要な調査に対して、協力しなければいけません。



◆いずれの補助金も、**事業着手または取得の前に申請が必要**です。  
活用を検討され事業者の方は、事前に下記までお問い合わせください。

申請・お問い合わせ先：幌延町商工会 電話・告知端末機：5-1428